

	7	同法第21条の2第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理							○	保健所長
	8	同法第22条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄等の命令 (一) 西伯留内と番郡に係るもの(食肉衛生検査所の分掌事務に係るものに限る。) (二) (一)以外のもの							○	食肉衛生検査所長
									○	保健所長
	9	同法第23条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止						○		
	10	同法第23条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による営業の停止							○	保健所長
	11	同法第24条(同法第29条において準用する場合を含む。)の規定による施設の整備改善の命令又は営業の停止							○	保健所長
	12	同法第24条の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止						○		
	13	同法第27条の規定による食品等に起因して中毒した患者又はその疑いのある者についての保健所長からの報告の受理及びその厚生労働大臣への報告						○		
	14	同法第28条の規定による死体を解剖に付することの決定						○		
	十二 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第21条の規定による申請事項の変更届の受理						○	保健所長
	十二の二 鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例別表第1の1の(3)のイの規定による水質検査の結果に対する指示						○	保健所長
		2	同条例別表第1の1の(5)のイの規定による従事者に検便を受けさせることの指示						○	保健所長
		3	同条例第3条第2項の規定による施設に対して基準の一部を適用しないことの決定						○	保健所長
	十三 食品衛生法施行細則(昭和19年鳥取県規則第52号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第7条ただし書の規定による試薬品の採取量の変更						○	保健所長
		2	同規則第13条第1項又は第3項の規定による許可証の交付又は再交付						○	保健所長

鳥取県条例第12号)に基づく知事の権限に属する事務	ふく処理師免許等の交付								
	2 同条例第4条第1項の規定による営業の認証又は認証書の交付		○						
	3 同条例第5条の2第2項の規定による意見の聴取		○						
	4 同条例第7条の規定によるふく処理師等の免許の取消し		○						
	5 同条例第7条第3項において準用する同条例第5条の2第2項の規定による意見の聴取		○						
	6 同条例第8条の規定による営業の認証の取消し		○						
二十五 ふくの取次等に関する条例施行規則(昭和三十九年鳥取県規則第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第11条の規定による免許書の書換え		○						
	2 同規則第12条の規定による免許書の再交付		○						
	3 同規則第13条第2項の規定による死亡等の届出の受理		○						
	4 同規則第15条の規定による認証書の書換え		○						
	5 同規則第16条の規定による認証書の再交付		○						
	6 同規則第17条第2項の規定による営業の廃止の届出の受理		○						
二十六 鳥取県魚介類行商条例(昭和40年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第2条の規定による魚介類行商を営むことの許可						○		保健所長
	2 同条例第4条の規定による行商届札の交付						○		保健所長
	3 同条例第7条の規定による行商届札の再交付						○		保健所長
	4 同条例第10条の規定による魚介類行商者への報告の請求又は検査の実施						○		保健所長
	5 同条例第11条の規定による食品衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置の命令						○		保健所長
	6 同条例第12条の規定による営業の停止の命令又は魚介類行商の許可の取消し						○		保健所長
二十七 鳥取県魚介類行商条例施行規則(昭和三十九年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による魚介類行商の許可に係る営業用の容器への標識の貼り付け						○		保健所長
	2 同規則第9条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理						○		保健所長

三十一 略									
三十二 略									
三十三 鳥取 県公衆浴場 法附則第 四号に基 づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第6条の規 定による公衆浴場こ ついて講じなければ ならない措置の基準 の緩和								○ 保健所長

三十四 略									
三十五 略									
三十六 略									
三十七 略									

三十八 鳥取 県民に迷惑 をかける犬 又は猫の飼 育の規制に 関する条例 (平成14年 鳥取県条例 第6号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第3条第1 項の規定による規制 地域の指定	○							
	2 同条例第3条第2 項の規定による規制 地域の指定する旨及 びその区域の告示	○							
	3 同条例第3条第3 項の規定による規制 地域の指定について の申出の受理								○ 保健所長
	4 同条例第3条第4 項において準用する 同条例第3条第2項 の規定による規制地 域を変更し、又は廃 止する旨及びその区 域の告示	○							
	5 同条例第3条第4 項において準用する 同条例第3条第3項 の規定による規制地 域の変更又は廃止に ついての申出の受理								○ 保健所長

三十九 略									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

食の 安全 推進 課	一 食品衛生 法(昭和22 年法律第 233号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同法第4条第1項 の規定による食品等 の検査及び当該検査 に合格した旨の表示 の付与	○						
		2 同法第5条第1項 の規定による食品等 の検査を受けるべき 旨の命令							○ 保健所長
		3 同法第17条(同法 第20条において準用 する場合を含む。)の 規定による関係者 に対する報告の要求 、営業の場所等の臨 検及び販売の用に供 する食品等の検査又 は販売の用に供する 食品等の取去させる こと。 (一) 西伯館内との 畜場に係るもの(食 肉衛生検査所の 分掌事務に係るも のに限る。) (二) (一)以外のも の							○ 食肉衛生検査 所長
		4 同法第10条第2項 (同法第23条におい て準用する場合を含 む。)の規定による							

四十六 略									
四十七 略									
四十八 鳥取 県公衆浴場 基準条例(昭 和12年鳥 取県条例第 4号)に基 づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第6条の規 定による公衆浴場こ ついて講じなければ ならない措置の基準 の緩和								○ 保健所長

四十九 略									
五十 略									
五十一 略									
五十二 略									

五十三 略									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

県 民 活 動 推 進 課	一 特定非営 利活動促進 法(平成10 年法律第7 号)に基 づく知事の権 限に属する 事務	1 同法第10条第1項 の規定による特定非 営利活動法人の設立 の認証	○							
		2 同法第25条第3項 の規定による定款の 変更の認証							○	
		3 同法第31条第2項 の規定による特定非 営利活動法人の有償 の認定	○							
		4 同法第32条第2項 の規定による残余財 産の譲渡の認証								○
		5 同法第34条第3項 の規定による特定非 営利活動法人の合併 の認証	○							
		6 同法第41条第1項 の規定による業務若 しくは財産の状況に 関する報告の徴収又 は検査の実施								○
		7 同法第42条の規定 による特定非営利活 動法人に対する改善 命令								○

	14 同法第2条第1項の規定による地方公共団体以外の水道事業者からの当該水道の水道施設等の買収の認可及び同条第3項の規定による買収の範囲等について水道事業者との協議が調わないとき等の規定	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
住宅環境課	一八 略	九 略	十 略	十一 略	十二 略	十三 略	十四 略	十五 略	十六 略	十七 略	十八 其他の事務	1及び2 略	3 不動産登記法に基づく不動産の登記							○	地方県土整備局長	略	一及び二 略	三 鳥取県産業技術セン	1 同条第3条の規定による利用の許可																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
住宅環境課	一八 略	十 略	十一 略	十二 略	十三 略	十四 略	十五 略	十六 略	十七 略	十八 略	十九 其他の事務	1及び2 略	3 不動産登記法(明治29年法律第21号)に基づく不動産の登記								○	地方県土整備局長	略	一及び二 略	三 鉱業法	1 同法第24条の規定による経産局長からの協議に対する回答																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

